

有害6物質の含有表示 J-MOSS マーク 7月より義務化

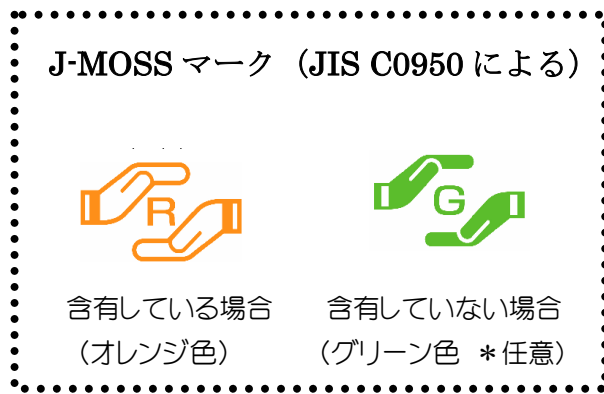


資源有効利用促進法の政省令改正に基づき、7月から家電製品やパソコンなどに特定の化学物質が含有する場合には特定マークの表示義務が付けられます。対象は製品を製造・販売する事業者と輸入販売業者で、製品に鉛や水銀、六価クロムなど合計6物質が基準値を超えて含まれる場合には、機器本体や包装箱に「J-MOSS 含有マーク」を表示するほか、ウェブ上で含有状況を公開しなければなりません。施行に向け大手電気メーカーなどは着々と準備を進めています。

「J-MOSS 含有マーク」を表示することで消費者に製品の環境配慮性をわかりやすくすると共に、企業の化学物質管理やリサイクルの高度化を目的としており、マークの表示方法などの詳細は日本工業規格(JIS)化されています(図参照)。

マーク表示及び含有状況の公開義務が発生するのは7月で、7月1日以降に生産(輸入)する電気製品に適用されます。著しい違反が発覚した場合、事業者に対して勧告や命令などの措置を行うそうです。

同規格を推進する経済産業省は「各業界団体のほか、6月中旬にも北海道から沖縄まで全国の経済産業局で説明会を開催するなどして理解を求めたい」としています。



当社では J-MOSS における特定の化学物質分析を受け付けております。J-MOSS 関連の分析につきましてご質問等ございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2006年5月29日付 日刊工業新聞

商品開発箇所 須賀重政